

この日程表は2020年2月1日現在のものです。

会場:京田辺市保健センター

事業名	受付時間	令和2年											令和3年		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
乳幼児健診・相談事業	3か月児健康診査 12:45~14:00	R元.12月生	R2.1月生	2月生	3月生	4月生	5月生	6月生	7月生	8月生	9月生	10月生	11月生		
		7日	12日	9日	7日	4日	8日	13日	10日	8日	12日	2日	9日		
	10か月児発達相談 9:00~10:45	R元.5月生	6月生	7月生	8月生	9月生	10月生	11月生	12月生	R2.1月生	2月生	3月生	4月生		
		17日	29日	19日	17日	28日	18日	23日	27日	18日	29日	26日	19日		
	1歳6か月児健康診査 12:30~14:00	H30.9月生	10月生	11月生	12月生	H31.1月生	2月生	3月生	4月生	R元.5月生	6月生	7月生	8月生		
		14日	19日	16日	14日	18日	15日	20日	17日	15日	19日	9日	16日		
2歳児発達相談 9:00~10:45	H30.3月生	4月生	5月生	6月生	7月生	8月生	9月生	10月生	11月生	12月生	H31.1月生	2月生			
	10日	15日	5日	3日	7日	4日	9日	6日	4日	15日	5日	5日			
3歳6か月児健康診査 12:30~14:00	H28.10月生	11月生	12月生	H29.1月生	2月生	3月生	4月生	5月生	6月生	7月生	8月生	9月生			
	24日	22日	12日	10日	21日	11日	16日	13日	11日	22日	19日	12日			
妊婦・乳幼児相談(赤ちゃんサロン) 9:00~10:30		9日	14日	4日	2日	6日	3日	8日	5日	3日	14日	4日	4日		

※乳幼児健診・発達相談は、対象日の10日~2週間前に個別に案内を郵送します。  
 ※妊婦・乳幼児相談は、育児などの相談や計測、保育士による手遊び等を行っています。申し込みは不要です。

お問い合わせ ご相談は…  
**京田辺市子育て支援課**  
**TEL 0774-64-1377 (直通)**  
**FAX 0774-63-5777**  
 最新の情報については、市ホームページをご覧ください。  
<http://www.kyotanabe.jp/>

### 保健センター案内図

健診・予防接種などで保健センターに車で来所される方へ  
 (お願い)保健センターの駐車場は数に限りがあります。道路や公用車用駐車場への駐車はご遠慮ください。ご協力のほど、お願いします。

#### ひとりでも悩まないで

子育ての味方はあなたのそばにたくさんいます

#### イライラをためず

#### 子育てを楽しむヒント

- ★まわりの人に上手に頼ろう
- ★家事を頑張りすぎないで
- ★子育て仲間をつくろう
- ★ときには子どもと離れる時間をつくろう
- ★地域の子育て支援センターなどを利用しよう

#### あなたの気持ちをわかってくれる人たちがいます

気持ちを話してみましょう

#### 主な相談窓口

- ★京田辺市家庭児童相談室(京田辺市子育て支援課内)  
 電話 **0774-64-1309**  
 平日 9:00~16:00  
 メールアドレス **oyakosos@city.kyotanabe.lg.jp**
- ★京田辺市子育て支援課(保健師に相談)  
 電話 **0774-64-1377**  
 平日 8:30~17:15
- ★京都府宇治児童相談所 京田辺支所  
 電話 **0774-68-5520**  
 平日 8:30~17:15  
 土日祝日・夜間(平日時間以外)の緊急時は  
 児童相談所全国共通ダイヤル **189**  
 (24時間対応)

あなたの子育てを応援したいという方が、地域には大勢います。  
**"甘え上手"**になって、まわりの人に協力を求めてください。

「会って話すのは苦手」  
 「ちょっと面倒くさい…」という方も…  
 一人で抱え込まないで、電話やメールで気持ちを話してみませんか?

気持ちを誰かに聞いてもらっただけでも、スッキリした気分になりますよ♪

# 予防接種のご案内

母子保健事業日程表・保健センター案内図は、表面をご覧ください。

裏

- 予防接種は住民登録されている市区町村で受けてください。
- 接種にあたり、予診票（あらかじめ記入しておいてください）、母子健康手帳、健康保険証等をご持参ください。
- 対象者年齢の期間以外に接種されると有料（自己負担）となり、また健康被害が生じた場合、国の補償の対象外となりますので、余裕をもって接種してください。

## 集団接種

予防接種名	標準的な接種年齢(対象者)	接種方法	実施日	受付時間	会場
結核(BCG)	生後5か月～8か月 (1歳に至るまで接種可能)	1回	対象者となる方に受診票と対象日のご案内を郵送します。 3か月児健康診査と同じ日程で実施しています(表面参照)。	13:15～14:00	京田辺市保健センター 1階

## 個別接種

個別接種は対象者年齢に気をつけて、各自委託医療機関で受けてください。個別接種は、予防接種広域化事業により京都市内に限り一部市外のかかりつけ医でも接種することができます。ご希望の方は、必ず事前に子育て支援課に実施医療機関・接種方法等をお問い合わせください。※事前に連絡なしで接種された場合は、任意接種となり有料（自己負担）・国の補償の対象外となります。予防接種の対象者で、受診票をお持ちでない方は、あらかじめ子育て支援課にご連絡ください。郵送での発行となります。窓口での即日発行はできません。

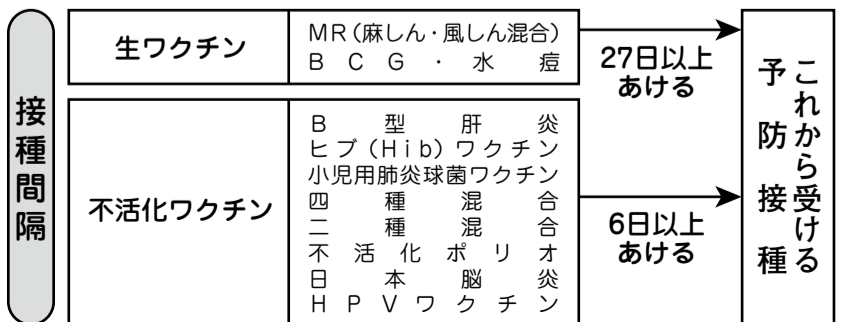
予防接種名	標準的な接種年齢(対象者)	接種方法	備考	
B型肝炎	1歳に至るまで	(標準的には、生後2か月から9か月の間に接種) 3回 1回目を接種後、27日以上の間隔をあけて2回目、 1回目の接種から139日以上の間隔をあけて3回目を接種	対象となる方に受診票を郵送します。 1回目の接種から3回目の接種を終えるまでには、おおよそ半年かかります。 スケジュールをよくご確認ください、1歳までに接種できるようにしてください。	
ヒブ(Hib) ワクチン	生後2か月～7か月に至るまでに接種開始した場合 (5歳に至るまで接種可能)	4回 (初回) 27日～56日の間隔で3回 (追加) 3回目接種後、7～13か月の間に1回	予防接種開始時期により、接種回数異なります。 対象となる方に受診票を郵送します。	
	生後7か月～1歳に至るまでに接種開始した場合 (5歳に至るまで接種可能)	3回 (初回) 27日～56日の間隔で2回 (追加) 2回目接種後、7～13か月の間に1回		
	1歳～5歳に至るまでに接種開始した場合	1回		
小児用 肺炎球菌 ワクチン	生後2か月～7か月に至るまでに 接種開始した場合 (5歳に至るまで接種可能)	(初回) 生後12か月までに27日以上の間隔で3回 *生後12か月を超えて2回目の接種を行った場合は、 3回目の接種はできません(追加接種は可) (追加) 3回目の接種から60日以上あけて、かつ1歳以降に1回 標準として生後12～15か月の間に接種	予防接種開始時期により、接種回数異なります。 対象となる方に受診票を郵送します。	
	生後7か月～12か月に至るまでに 接種開始した場合 (5歳に至るまで接種可能)	(初回) 生後12か月までに27日以上の間隔で2回 *2回目は生後24か月に至るまでに実施する。24か月を 超えるときは実施できません(追加接種は可) (追加) 2回目の接種から60日以上あけて、かつ1歳以降に1回 標準として生後12～15か月に至るまでの間に接種		
	1歳～2歳に至るまでに接種開始した場合 (5歳に至るまで接種可能)	2回 60日以上の間隔で2回		
	2歳～5歳に至るまでに接種開始した場合	1回		
四種 混合 <small>ジフテリア 百日せき 破傷風 不活化ポリオ</small>	生後3か月～12か月 (7歳6か月に至るまで接種可能)	1期初回 3回 (20日から56日までの間隔)	対象となる方に受診票を郵送します。	
	初回3回目終了後12～18か月の間 (7歳6か月に至るまで接種可能)	1期追加 1回		
MR <small>麻しん 風しん</small>	生後12か月～24か月に至るまで	1期 1回	1歳の誕生月に受診票を郵送します。	
	小学校就学前1年間 (平成26年4月2日～平成27年4月1日生の方)	2期 1回	5月に受診票を郵送します。	
水痘 (みずぼうそう)	生後12か月～36か月に至るまで	(初回) 生後12か月～15か月に至るまでに1回接種 2回 (追加) 初回接種から3か月以上あけて1回接種 標準として6～12か月の間に接種	1歳の誕生月に受診票を郵送します。	
日本 脳炎	基礎 免疫	3歳 (7歳6か月に至るまで接種可能)	1期初回 2回 (6日から28日までの間隔)	《平成19年4月2日以降生の方》 *3歳の誕生月に1期3回分の受診票を郵送します。 *9歳の誕生月に2期1回分の受診票を郵送します。 *平成19年4月2日生～平成21年10月1日生の方で1期3回分の予防接種が終了していない場合、9歳以上13歳未満の間に、1期の予防接種を受けることが可能です。ただし、7歳6か月以上9歳未満の間に接種した場合、任意接種となりますのでご注意ください。 《特例対象者(平成7年4月2日～19年4月1日生)の方》 *日本脳炎の予防接種を十分に(1期、2期合わせて計4回)接種できていない方は、特別措置として20歳未満までの間に接種ができます。接種を希望される方は、母子健康手帳等で接種状況を確認したうえで、子育て支援課まで申し込んでください。 *今年度18歳になる方には18歳の誕生月に2期の受診票1回分を郵送します。(2期を終了されている方には送付しません。)
		4歳 (7歳6か月に至るまで接種可能)	1期追加 1回 (1期初回終了からおおむね1年後)	
	追加 免疫	9歳 (9歳～13歳未満まで接種可能)	2期 1回	
二種混合 <small>ジフテリア 破傷風</small>	11歳 (11歳～13歳未満まで接種可能)	2期 1回	11歳の誕生月に受診票を郵送します。	
不活化ポリオ	生後3か月～12か月 (7歳6か月に至るまで接種可能)	1期初回 3回 (20日以上あけて)	生ポリオワクチン(経口)を2回接種された方、四種混合を接種される方は必要ありません。	
	初回3回目終了後12～18か月の間 (7歳6か月に至るまで接種可能)	1期追加 1回		
HPV(子宮頸がん 予防)ワクチン	小学6年～高校1年相当 (13歳となる日に属する年度の末日 までを標準的な接種期間とする。)	3回 (接種が完了するには、1回目の接種から3回目の 接種まで6か月間かかります)	個別通知は行っていないが、接種を希望される方は、健康推進課(64-1335)までご連絡ください。	

※予防接種の年齢解釈について

「至るまで」「〇歳未満」：対象年齢の前日(例 1歳(12か月)に至るまで→1歳の誕生日の前日まで)  
(7か月に至るまで→生後7か月になる日の前日まで)

※長期療養特例措置：定期予防接種の対象であった期間に、長期にわたり重篤な疾病にかかっていたことが理由で、予防接種ができなかった場合に限り、定められた接種対象年齢を超えていても定期予防接種を受けることができます(予防接種により年齢制限があります)。なお、申請には、医師の意見書等が必要です。該当する疾病など詳しくは子育て支援課にお問い合わせください。

※予防接種助成について：里帰りや治療などで京都市外の医療機関で接種することを希望されている方は、事前にご相談ください。



各予防接種・健康診査は、警報や災害等で変更する場合があります。